

## 第1章 測量業務積算基準

---

### 第1節 測量業務積算基準

#### 1-1 適用範囲

この積算基準は、丁張設置業務に適用する。

#### 1-2 実施計画

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

#### 1-3 測量業務費

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

#### 1-4 測量業務費の積算方式

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

ただし、1-4-3 1. 精度管理費の対象としない。

#### 1-5 近接して発注したい場合の積算

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

#### 1-6 安全費の積算

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

#### 1-7 電子成果品作成費

「土木設計業務等標準積算基準書 広島県 - 第1編 測量編 - 第1章 測量業務積算基準」による。

## 第2章 測量業務標準歩掛

---

### 第1節 丁張設置標準歩掛

#### 1-1 丁張設置

【SHDA0067】

| 標準作業量  | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |
|--------|--------|------|-------|------|-------|
| 10箇所当り |        | 2.0  | 2.0   | 2.0  |       |

(注) 1. 機械経費、材料費（丁張材料を含む）については1-2 機械経費等「直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

#### 1-2 機械経費等

直接人件費に対する割合

| 作業  | 作業名  | 機械経費率 | 通信運搬費率等 | 材料費率 |
|-----|------|-------|---------|------|
| 1-1 | 丁張設置 | 0.7%  | 0.0%    | 1.0% |

### 1-3 丁張設置變化率

設置する丁張については、丁張設置標準図を基本とする。

設置する丁張により、次の変化率を乗じるものとする。

|      |                      |                  |                 |        |
|------|----------------------|------------------|-----------------|--------|
| 設置丁張 | 1+2+3<br>又は<br>4+5+6 | 1+3<br>又は<br>4+6 | 1, 3, 4<br>又は 6 | 2 又は 5 |
| 変化率  | 1.0                  | 0.9              | 0.8             | 0.7    |

